

社会保障費用統計 FAQ（よくある質問）

1. 公表予定、作成方法関係

- [Q1 公表（予定）日は。](#)
- [Q2 統計の最新年次は。](#)
- [Q3 統計を取り始めたのはいつからか。](#)
- [Q4 前年度の公表から数値が変わっているのはなぜか。](#)
- [Q5 対前年度との比較でみた主な増減理由について。](#)
- [Q6 ILO 基準部門別「医療」「年金」「福祉その他」の時系列データの閲覧入手方法。](#)
- [Q7 OECD 基準政策分野別（9政策分野）の時系列データの閲覧入手方法。](#)
- [Q8 ILO 基準と OECD 基準の違い。](#)
- [Q9 医療や介護の自己負担は含むのか。](#)
- [Q10 ILO 基準部門別「福祉その他」に含まれる主な制度は何か。うち「介護対策」には介護保険の他に何が含まれるか。](#)
- [Q11 ILO 基準における社会保障給付費と社会保障財源の差額について。](#)
- [Q12 地方公共団体が負担する社会保障費用の取扱いについて。](#)
- [Q13 対 GDP 比社会支出の国際比較について、「社会保障費用統計」における OECD 基準の集計結果と OECD 社会支出データベースで各国値が異なるのはなぜか。](#)
- [Q14 高齢者関係給付費、ILO 基準機能別「高齢」、OECD 基準政策分野別「高齢」の違い。](#)
- [Q15 児童・家族関係給付費、ILO 基準機能別「家族」、OECD 基準政策分野別「家族」の違い。](#)

2. 他統計との関係

- [Q16 ILO 基準部門別「年金」、OECD 基準政策分野別「高齢」、厚生労働省『公的年金財政状況報告』の関係。](#)
- [Q17 ILO 基準部門別「医療」、OECD 基準政策分野別「保健」、厚生労働省『国民医療費』の関係。](#)
- [Q18 ILO 基準部門別「福祉その他」うち「介護対策」と厚生労働省『介護保険事業状況報告』、同『介護給付費等実態統計』の関係。](#)
- [Q19 社会保障費用の将来推計について。](#)
- [Q20 「社会保障費用統計」と内閣府「国民経済計算」の関係。](#)
- [Q21 「社会保障費用統計」と財務省主要経費別分類「社会保障関係費」の関係。](#)
- [Q22 「社会保障費用統計」と財務省「国民負担率」の関係。](#)
- [Q23 OECD 基準政策分野別「家族」と内閣府「少子化対策関係予算」の関係。](#)

1. 公表予定、作成方法関係

Q1 公表（予定）日は。

毎年8月頃に公表しています。最新の公表（予定）日は[こちら](#)をご確認下さい。

Q2 統計の最新年次は。

現時点で令和元（2019）年度の結果（令和3（2021）年8月31日公表）が最新年度となります。当該年度の翌々年度に結果を公表しており、令和2（2020）年度結果は令和4（2022）年度に公表されます。

Q3 統計を取り始めたのはいつからか。

各統計表は、以下の表の年度より、集計を開始しました。

年度	ILO 基準			OECD 基準
	社会保障給付費		社会保障財源 (第14表)	社会支出
	部門別 (第8表)	機能別 (第13表)		政策分野別 (第1表)
昭和 25 (1950)	集計開始 「医療」「その他 (年金・福祉その他)」の2部門			
昭和 26 (1951)			集計開始	
昭和 39 (1964)	「医療」「年金」 「福祉その他」の 3部門へ分割			
昭和 55 (1980)				集計開始
平成 6 (1994)		集計開始		
平成 12 (2000)	「福祉その他」の 内訳として「介護 対策」を追加 ^注			

注：平成12（2000）年の介護保険法施行を機に追加。

[目次に戻る](#) 

Q4 前年度の公表から数値が変わっているのはなぜか。

「社会保障費用統計」では、毎年の公表において、過去に遡って必要な修正を行っています。修正が生じる理由としては、①ILO 及び OECD 基準の改定に伴う集計範囲や分類の変更、又は基準に照らしより適切な分類やデータソースとするため、②データ提供部局からの数値訂正や費目追加等によるもの、があります。

各年度の公表における主な遡及修正の理由と内容については、[統計の作成方法](#)及び国立社会保障・人口問題研究所「[令和元年度 社会保障費用統計－概要と解説－](#)」『社会保障研究』Vol. 6, No.3, pp. 346-359（令和3（2021）年12月刊行）において解説しています。

Q5 対前年度との比較でみた主な増減理由について。

各年度の公表における、対前年度との比較でみた主な増減理由については、国立社会保障・人口問題研究所「[令和元年度 社会保障費用統計－概要と解説－](#)」『社会保障研究』Vol. 6, No.3, pp. 346-359（令和3（2021）年12月刊行）において解説しています。

Q6 ILO 基準部門別「医療」「年金」「福祉その他」の時系列データの閲覧入手方法。

時系列データについては、公表資料（Ⅲ 時系列表 [第8表 社会保障給付費の部門別推移（1950～2019年度）](#)）から閲覧入手可能です。

なお、遡及変更等、時系列推移をみる上での留意点については、同表の注を参照してください。

Q7 OECD 基準政策分野別（9政策分野）の時系列データの閲覧入手方法。

時系列データについては、公表資料（Ⅲ 時系列表 [第1表 政策分野別社会支出の推移（1980～2019年度）](#)）から閲覧入手可能です。

なお、遡及変更等、時系列推移をみる上での留意点については、同表の注を参照してください。

[目次に戻る](#) 

Q8 ILO 基準と OECD 基準の違い。

(1) 集計対象の違い

ILO 基準の社会保障給付費は、個人に帰着する給付を集計対象とし、管理費や施設整備費は含みません。他方、OECD 基準は社会支出と呼ばれ、ILO 基準に比べて集計範囲が広く、直接個人に帰着されない管理費及び施設整備費も一部計上しています^注。また、地方単独事業（Q12 参照）に関して、ILO 基準においては、原則として法令に義務づけられた事業のみを計上するのに対し、OECD 基準においては、法令に基づき事業の実施が義務づけられない事業も含め計上しています。

これらの結果として、ILO 基準の社会保障給付費と OECD 基準の社会支出の差額は 3 兆 9,755 億円（令和元（2019）年度）となっています。

また、ILO 基準においては、社会保障給付費、管理費、施設整備費等の財源（社会保険料拠出、国庫負担、地方負担等）も集計対象としていますが、OECD 基準では財源の基準がなく、支出面のみを集計対象としています。

(2) 国際比較可能性

OECD 基準は、昭和 55（1980）年度以降、OECD 加盟国との比較が可能です。他方、ILO 基準（第 19 次調査基準）は、平成 8（1996）年度の調査を最後に、新たな SSI(Social Security Inquiry)基準に移行しました。ILO は、各国がすでに他の国際基準（OECD、EU、アジア開発銀行等）に沿ったデータ整備を行っている現状に鑑みて、SSI 基準移行後においては、従来の全世界の統一的なデータ収集を断念し、SSI 基準とそれ以外の既存の国際基準によるデータを組み合わせる形での国際比較を行っています。各国際基準で集計範囲が異なるため、ILO の報告書（World Social Protection Report）及び同データベースにおいて、費用実額の掲載は行わず、対国内総生産（以下「GDP」という。）比で示すにとどめています。

注：管理費は、保険料の徴収や給付の支給に係る事務的経費等であり、OECD 基準において、政策分野別のうち「保健」及び「積極的労働市場政策」についてのみ含みます。施設整備費は、医療、介護、保育等にかかる施設の建設・補修費等であり、OECD 基準において、「保健」を除く各政策分野に計上されています。「保健」が準拠する SHA2011 基準改定に伴い、公的保健医療支出額に施設整備費等の資本形成費は含めないこととなり、その結果、「保健」から除外となりました。

[目次に戻る](#) 

Q9 医療や介護の自己負担は含むのか。

ILO 基準及び OECD 基準ともに、医療、介護、保育等サービスの利用者による自己負担分は含みません。国際基準上、社会保障制度から支出される給付あるいは補助金等を集計対象とするためです。

他方、厚生労働省『国民医療費』においては、医療機関等の窓口で支払う自己負担分を含めています（Q17 参照）。

Q10 ILO 基準部門別「福祉その他」に含まれる主な制度は何か。うち「介護対策」には介護保険の他に何が含まれるか。

ILO 基準部門別「福祉その他」は、公表資料のⅡ 集計表 [集計表 2 2019 年度社会保障給付費収支表](#)の「給付」のうち「医療」「年金」以外の項目の計であり、児童や障害者に対する福祉サービス、介護に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金等、労災保険の休業補償給付等、雇用保険の求職者給付等が含まれています。

再掲した「介護対策」には、介護保険、生活保護の介護扶助、原爆被爆者に対する介護保険法の一部負担金の助成、雇用保険等の介護休業給付等が含まれています。

ILO 基準部門別分類の詳細については、公表資料 Ⅳ 巻末参考資料 [1.主な用語の解説](#)を参照してください。

Q11 ILO 基準における社会保障給付費と社会保障財源の差額について。

社会保障財源には、社会保障給付費に加えて給付以外の施設整備費や管理費、及び積立金等からの受け入れや公的年金等の積立金の運用益なども含むため、社会保障給付費よりも大きくなっています。

ILO 基準では、制度の目的や性質が同基準の定義に適合する制度の決算収支を取りまとめています。制度からの給付は当該年度に個人に帰着するものですが、制度の収入として計上される分は、必ずしも当該年度の給付の財源に充当されるとは限りません。

[目次に戻る](#) 

Q12 地方公共団体が負担する社会保障費用の取扱いについて。

(1) 集計範囲について

「社会保障費用統計」では、地方公共団体が負担する社会保障費用として、補助事業、単独事業ともに集計対象としています。

①補助事業（地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業に係る地方公共団体の負担分）

②単独事業（地方公共団体が国からの補助等を受けずに独自の経費で任意に実施する事業及び国庫補助事業のうち地方が本来負担する割合を超えて負担するいわゆる超過負担分を含む。）

ただし、②については、ILO 基準と OECD 基準の集計範囲が異なります。ILO 基準では法令に基づき地方公共団体に事業の実施が義務づけられていることが明らかな事業^注のみを計上するのに対し、OECD 基準では法令に基づき事業の実施が義務づけられていない事業も含め計上しています。

注：例外として、就学前教育・保育（保育所、幼稚園、認定子ども園等に係る経費）、地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分、国民健康保険等の一般会計繰入等については、従来、法令の義務づけを問わず計上してきた経緯を踏まえ、計上しています。

(2) データソース等について

①補助事業

公衆衛生、生活保護、社会福祉、雇用対策等については、国の決算から把握される給付額、国庫負担額等と、国と地方公共団体の負担割合に基づいて（例えば国：地方＝3：1）、制度所管部局が地方公共団体の負担額を算出し、提供を受け計上しています。

上記以外の制度における地方公共団体の負担額は、事業年報等に基づいた決算額を制度所管部局から提供を受け計上しています。

②単独事業

平成 26（2014）年度以前のデータについては、統計の制約により一部の費用（公立保育所運営費、地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分等）のみ計上しています。

平成 27（2015）年度以降のデータについては、『平成 29 年度 社会保障費用統計』の公表に際して、総務省「社会保障施策に要する経費に関する調査」の提供を受け、地方単独事業の決算値を用いた集計が可能となったことから、平成 27（2015）年度まで遡り、上記の一部計上していた費用のうち推計値を決算値に置き換えるとともに、これまで計上していなかった費用を計上しています。詳しくは[作成方法変更通知](#)、修正前後の額については、参考資料（[『平成 29 年度 社会保障費用統計』における遡及修正について](#)）をご参照ください。

[目次に戻る](#) 

Q13 対 GDP 比社会支出の国際比較について、「社会保障費用統計」における OECD 基準の集計結果と、OECD 社会支出データベースで各国値が異なるのはなぜか。

[OECD 社会支出データベース](#)上の対 GDP 比社会支出は、OECD 事務局が 2 年ごと（西暦偶数年）の同データベースの更新に合わせて、最新の GDP（出典：OECD National Accounts）に基づき算出するもので、以後 2 年間は原則、更新されません。

他方、「社会保障費用統計」においては、毎年公表に際して、OECD National Accounts の最新版より GDP を入手し、各国の対 GDP 比社会支出を更新しています。

このように、更新タイミングの違いにより、OECD 社会支出データベースと「社会保障費用統計」で利用する GDP の数値が異なる結果、両者の対 GDP 比社会支出は微差が生じます。

なお、「社会保障費用統計」の国際比較においては、各国の社会保障制度の会計年度に合わせて調整した GDP を利用しています。OECD 社会支出データベースにおいても同様の調整が行われています。

調整方法の詳細は、[参考-2 表 日本と諸外国の国内総生産の推移（1980～2019 年度）](#)の注を参照してください。

[目次に戻る](#) 

Q14 高齢者関係給付費、ILO 基準機能別「高齢」、OECD 基準政策分野別「高齢」の違い。

高齢者関係給付費（公表資料 IV 巻末参考資料 4.ホームページ掲載表目次 [第 19 表 高齢者関係給付費の推移（1973～2019 年度）](#)）は、我が国の政策ニーズに応じた独自の分類として、昭和 60（1985）年度より、昭和 48（1973）年度以降の結果について集計を開始し、公表しているものです。類似の分類である、ILO 基準機能別「高齢」、OECD 基準政策分野別「高齢」との主な違いは、以下のとおりです。

	高齢者 関係給付費	機能別 「高齢」	政策分野別 「高齢」
年金			
老齢年金	○	○	○
遺族年金・死亡一時金	○	× (遺族)	× (遺族)
障害年金・手当金	○	× (障害)	× (障害・業務災害・傷病)
障害給付・遺族給付 (公務上) ^{注1}	○	× (労働災害)	× (障害・業務災害・傷病)
恩給	×	○	○
医療			
前期高齢者に係る医療	×	× (保健医療)	× (保健)
後期高齢者医療給付費	○	× (保健医療)	× (保健)
介護			
介護保険サービス (医療・看護系サービス及び 入浴・食事・排泄等のADL(日 常生活動作)に関するサービ ス) ^{注2}	○	○	× (保健)
介護保険サービス (買い物・洗濯等のIADL(手 段的日常生活動作)に関する支 援サービス) ^{注3}	○	○	○
介護扶助(生活保護)	○	× (生活保護その他)	△ (保健と高齢に按 分して計上)
雇用保険			
高年齢雇用継続給付	○	× (失業)	× (積極的労働市場政策)
介護休業給付	○	× (家族)	× (家族)

注1：国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合の長期給付の一種である。

注2：介護保険施設サービス、訪問介護のうち身体介護、通所介護、訪問看護、リハビリテーション等のサービス等を含む。

注3：訪問介護のうち生活援助、総合事業等を含む。

※機能別及び政策分野別「高齢」の()内は、当該給付が計上されている項目名を示す。

[目次に戻る](#) 

Q15 児童・家族関係給付費、ILO 基準機能別「家族」、OECD 基準政策分野別「家族」の違い。

児童・家族関係給付費（公表資料 IV 巻末参考資料 4.ホームページ掲載表目次 [第20表 児童・家族関係給付費の推移（1989～2019年度）](#)）は、我が国の政策ニーズに応じた独自の分類として、平成11（1999）年度より、昭和50（1975）年度以降の結果について、集計を開始し、公表しているものです。類似の分類である、ILO 基準機能別「家族」、OECD 基準政策分野別「家族」との主な違いは、以下のとおりです。

	児童・家族 関係給付費	機能別 「家族」	政策分野別 「家族」
医療			
療養の給付（医療保険）	×	× (保健医療)	× (保健)
乳幼児医療費助成	×	× (保健医療)	× (保健)
出産育児一時金	○	× (保健医療)	× (保健)
出産手当金	○	○	○
雇用保険			
育児休業給付	○	○	○
介護休業給付	×	○	○
家族手当			
児童手当	○	○	○
児童扶養手当	○	○	○
就学前教育・保育 ^注	○	○	○
生活保護			
出産扶助	○	× (生活保護その他)	○
教育扶助	×	× (生活保護その他)	○
その他			
就学援助	×	○	○
障害児養育年金 (予防接種事故)	×	○	○

注：ただし保育所等の施設整備費については、OECD 基準には含まれている一方で、ILO 基準、児童・家族関係給付費には含まれていない。

※機能別及び政策分野別「家族」の（ ）内は、当該給付が計上されている項目名を示す。

[目次に戻る](#) 

2. 他統計との関係

Q16 ILO 基準部門別「年金」、OECD 基準政策分野別「高齢」、厚生労働省『公的年金財政状況報告』の関係。

ILO 基準部門別「年金」は、老齢、遺族、障害、労災の年金が計上されています。他方、OECD 基準政策分野別「高齢」は老齢年金のみを対象とし、遺族年金は「遺族」、労災年金は「障害・業務災害・傷病」に計上されます。

厚生労働省『公的年金財政状況報告』では、原則、公的年金として国民年金、厚生年金、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、日本私立学校振興・共済事業団からの老齢、遺族、障害の年金を含み、共済からの年金については職域加算部分を含みません。同報告で対象外の厚生年金基金、国民年金基金等は、ILO 基準部門別「年金」、OECD 基準政策分野別「高齢」に計上されています。

ILO 基準部門別「年金」、OECD 基準政策分野別「高齢」、厚生労働省『公的年金財政状況報告』における主な違いは、以下のとおりです。

	部門別 「年金」	政策分野別 「高齢」	厚生労働省 『公的年金財政 状況報告』
国民年金・厚生年金・共済の老齢年金(退職給付)	○	○	○
国民年金・厚生年金・共済の遺族年金(遺族給付)	○	× (遺族)	○
国民年金・厚生年金・共済の障害年金(障害給付)	○	× (障害・業務災害・傷病)	○
労働災害補償保険の年金	○	× (障害・業務災害・傷病)	×
公務災害補償の年金	○	× (障害・業務災害・傷病)	×
厚生年金基金	○	○	×
農業者年金基金	○	○	×
国民年金基金	○	○	×
確定給付年金、 確定拠出年金	×	×	×

※政策分野別「高齢」の()内は、当該給付が計上されている項目名を示す。

Q17 ILO 基準部門別「医療」、OECD 基準政策分野別「保健」、厚生労働省『国民医療費』の関係。

ILO 基準部門別「医療」には、医療保険及び後期高齢者医療制度の療養給付等、生活保護の医療扶助、労災保険の療養（補償）給付、結核、精神その他の公費負担医療、健康診断・予防接種等に要する費用が含まれています。

OECD 基準政策分野別「保健」は、OECD の SHA (A System of Health Accounts) に基づく公的保健医療支出額をデータソースとすることが、OECD 基準社会支出マニュアルで規定され、傷病の治療に要する費用に加えて、救急業務費、分娩費用、健康診断・予防接種等の公衆衛生サービス、医療保険の管理費等も広く集計対象とします。

介護保険サービス等については、『平成 30 年度 社会保障費用統計』までは全て「高齢」に計上していましたが、SHA (A System of Health Accounts) 基準の改定（2011 年）及び OECD 社会支出の基準マニュアルの改定（2019 年）に伴い、『令和元年度 社会保障費用統計』より作成方法の変更を行い、介護保険サービス等のうち医療・看護系サービス及び入浴・食事・排泄等の ADL（日常生活動作）に関する支援サービスは、「保健」に計上することとし、2011 年度まで遡及修正しました。詳しくは[作成方法変更通知](#)及び国立社会保障・人口問題研究所「[令和元年度 社会保障費用統計－概要と解説－](#)」『社会保障研究』Vol. 6, No.3, pp. 346-359（令和 3（2021）年 12 月刊行）を参照してください。

厚生労働省『国民医療費』は、当該年度内の医療機関等における保険診療の対象となり得る傷病の治療に要した費用を推計するものです。傷病の治療費に限っているため、(1)正常な妊娠・分娩に要する費用、(2)健康の維持・増進を目的とした健康診断・予防接種等に要する費用等は含みません。

ILO 基準部門別「医療」、OECD 基準政策分野別「保健」、厚生労働省『国民医療費』の主な違いは、以下の表のとおりです。

(参考) OECD 基準政策分野別「保健」のデータソースについて

従来、OECD 基準政策分野別「保健」は、我が国の SHA 作成を担当する一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構（以下「IHEP」という。）より、SHA うち公的保健医療支出の速報値・確報値の提供を受けて作成してきました。

しかし、『平成 28 年度 社会保障費用統計』（平成 30（2018）年公表）において、速報値の受領・精査が遅れることによって、公表が遅滞するリスクがあることが判明しました。そのため、上記の年度より OECD 基準政策分野別「保健」について、平成 23(2011)年度まで遡り、IHEP 作成の SHA うち公的保健医療支出の速報値・確報値から、国立社会保障・人口問題研究所による同基準に基づき算定した推計値に変更しています。

[目次に戻る](#) 

	部門別 「医療」	政策分野別 「保健」	厚生労働省 『国民医療費』
診療・治療等に要する費用			
保険負担分（医療保険、労災保険、後期高齢者医療制度等）	○	○	○
公費負担医療 （生活保護の医療扶助等）	○	○	○
地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分（乳幼児医療費助成等）	○	○	○
患者の自己負担分	×	×	○
入院時食事療養費 （標準負担額以外）	○	○	○
入院時食事療養費 （標準負担額）	×	×	○
介護に要する費用			
介護保険サービス （医療・看護系サービス及び入浴・食事・排泄等の ADL(日常生活動作)に関するサービス） ^{注1}	×	○	×
介護保険サービス （買い物・洗濯等の IADL(手段的日常生活動作)に関する支援サービス） ^{注2}	×	×	×
介護扶助（生活保護）	×	△ (保健と高齢に 按分して計上)	×
妊娠・分娩に要する費用 ^{注3}			
出産育児一時金	○	○	×
妊産婦健康診査	○	○	×
公衆衛生サービス			
乳幼児健康診査	○	○	×
特定健康診査・保健指導	○	○	×
がん検診	×	○	×
予防接種	○	○	×
保健所 （職員人件費、事務職員費）	×	○	×

その他			
管理費(社会保険診療報酬支払基金事務費等)	×	○	×
独立行政法人国立病院機構等の運営費交付金	×	○	×
特別療養環境室料(差額ベット料)	×	×	×
歯科等自由診療	×	×	×
買薬	×	×	×

注1：介護保険施設サービス、訪問介護のうち身体介護、通所介護、訪問看護、リハビリテーション等のサービス等を含む。

注2：訪問介護のうち生活援助、総合事業等を含む。

注3：異常分娩に係る医療費は、診療・治療に要する費用のうち保険負担分等に含まれる。

注4：ILO基準においては、地方単独事業のうち法令により義務づけられた事業のみを計上するため、がん検診、保健所は対象外である。

[目次に戻る](#) 

Q18 ILO 基準部門別「福祉その他」うち「介護対策」と厚生労働省『介護保険事業状況報告』、同『介護給付費等実態統計』の関係。

ILO 基準部門別「福祉その他」うち「介護対策」には、介護保険、生活保護の介護扶助、原爆被爆者に対する介護保険法の一部負担金の助成、雇用保険等の介護休業給付等が含まれます。

ILO 基準の集計では、介護保険部分について、厚生労働省『介護保険事業状況報告』が利用されています。厚生労働省『介護給付費等実態統計』では、地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費の一部を除く。）、及び償還払いに係る費用が含まれていません。

ILO 基準部門別「福祉その他」うち「介護対策」と厚生労働省『介護保険事業状況報告』、同『介護給付費等実態統計』の主な違いは、以下のとおりです。

	部門別 「福祉その他」 うち「介護対策」	厚生労働省 『介護保険事業 状況報告』	厚生労働省 『介護給付費等 実態統計』 ^{注1}
介護保険			
保険給付	○	○	○
地域支援事業費	○	○	○ ^{注2}
福祉用具購入費、住宅改修費など市区町村が直接支払う費用（償還払い）	○	○	×
生活保護			
介護扶助	○	×	×
雇用保険			
介護休業給付	○	×	×

注1：原審査分について集計。

注2：「地域支援事業費」のうちの「介護予防・日常生活支援総合事業費」、そのうちの国保連合会に審査支払いを委託している「指定事業所分」のみを集計。

[目次に戻る](#) 

Q19 社会保障費用の将来推計について。

「社会保障費用統計」は決算に基づく集計を行うものであり、国立社会保障・人口問題研究所においては、予算に基づく推計及び将来推計の作成・公表は行っていません。

予算に基づく推計は、厚生労働省が行っており、『厚生労働白書』の資料編に毎年掲載されています。

また、最近、政府が公表した将来推計として、[内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省（2018）「2040年を見据えた社会保障の将来見通し—議論の素材—」](#)があります。

Q20 「社会保障費用統計」と内閣府「国民経済計算」の関係。

「社会保障費用統計」と内閣府が集計公表する「国民経済計算」では、社会保障と定義される範囲が異なります。「社会保障費用統計」は、社会保障の収入・支出について、ILO及びOECDが定める基準に沿って集計されています。

一方、「国民経済計算」は、一国経済全体の経済活動を重複なく集計したものであり、他の経済活動として分類・集計されたものは、社会保障としては計上しません。したがって、両者の値には差が生じます。

詳細は、公表資料Ⅳ 巻末参考資料 [3. 国民経済計算（SNA）との関係性等について](#) を参照してください。

[目次に戻る](#) 

Q21 「社会保障費用統計」と財務省主要経費別分類「社会保障関係費」の関係。

ILO 基準の社会保障財源のうち「国庫負担」は国が負担する費用を集計しています。「社会保障関係費」は、財務省による国の予算書・決算書における主要経費別分類の項目のうちの一つであり、年金給付費、医療給付費、介護給付費、少子化対策費、生活扶助等社会福祉費、保健衛生対策費、雇用労災対策費が含まれていますが、「社会保障費用統計」と主に以下の点で範囲が異なることから、差額が生じています。

	社会保障財源 「国庫負担」 ^注	財務省主要経費別分類 「社会保障関係費」
社会保障関係費	○ ^注	○
文教及び科学振興費 (うち幼稚園及び就学援助費に係る費用)	○	×
恩給関係費	○	×
公共事業関係費 (うち住宅対策費)	○	×

注：ILO 基準の社会保障財源において、庁費、委員等旅費等は集計対象外となっています。また、国家公務員共済制度へ国が事業主として拠出する保険料は、社会保障財源のうち「事業主負担」に計上されています。

Q22 「社会保障費用統計」と財務省「国民負担率」の関係。

「社会保障費用統計」の ILO 基準社会保障財源の集計範囲は、社会保障に用途を限定した財源をとらえています。

一方、財務省の「国民負担率」は、GDP 又は国民所得に占める税・社会保険料負担の割合として算出されています。この税には、社会保障以外に防衛や社会資本の建設、農業政策などの財源となるものも含まれます。

「国民負担率」は OECD National Accounts 及び Revenue Statistics を出所とし国際比較可能ですが、ILO 基準の社会保障財源は国際比較が不可能となっています。

[目次に戻る](#) 

Q23 OECD 基準政策分野別「家族」と内閣府「少子化対策関係予算」の関係。

内閣府「少子化対策関係予算」は、子どもと家族に関する国の予算を取りまとめたもので、OECD 基準政策分野別「家族」が対象とする児童手当や保育所運営費等に加えて、同基準の「保健」のうち母子保健関係費、「積極的労働市場政策」のうちトライアル雇用奨励金、「他の政策分野」のうち婦人保護事業費等を含みます。さらに、OECD 基準において集計対象外の結婚に伴う新生活のスタートアップに係る支援、及び社会保障政策ではなく農業政策、教育政策、交通政策の枠組みにおいて実施される各種事業（女性農業経営者育成、義務教育国庫負担金、高等教育への奨学金、交通機関のバリアフリー化等）まで広く対象としています。

「少子化対策関係予算」は、我が国独自の政策体系に基づいており、国際基準に従った集計ではないことから、諸外国との比較を行うことは困難です。

[目次に戻る](#) 